

伊 勢 市 公 報

第 115 号
平成 22 年 8 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市職員の育児休業等に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	12
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	14
選挙管理委員会告示	
○ 在外選挙人名簿関係 ・在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	15
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係 ・公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨について	16
公 告	
○ 農用地利用集積計画	23
○ 犬の抑留について	24
○ 公示送達	25
○ 公示送達	29

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 27 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項(4)中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第 4 項(8)中「(7)」を「(8)」に改め、同項中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第 1 第 6 項(1)中「患者の診察」を「患者の診療」に改め、「の業務」の次に「、介護の業務」を加え、同表第 7 項(9)中「肝血管肉しゅ」の次に「又は肝細胞がん」を加え、同表第 7 項(10)中「又は甲状腺がん」を「、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同表中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並び

にこれに付随する疾病

様式第 4 号、様式第 4 号の 2、様式第 5 号、様式第 7 号、様式第 13 号、
様式第 13 号の 2、様式第 14 号、様式第 19 号及び様式第 20 号中「所轄社
会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の育児休業等に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日

及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市職員の育児休業等に関する規則及び伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項第 4 号を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「条例第 5 条第 2 号に掲げる」を「伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条を削り、第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とする。

第 14 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条後段を削り、同条を第 12 条とする。

第 15 条第 4 号を削り、同条を第 13 条とする。

第 16 条を第 14 条とし、第 17 条を第 15 条とする。

第 18 条中「第 14 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 19 条を第 17 条とする。

(伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条の 10」を「第 11 条の 9」に、「第 11 条の 11」を「第 11 条の 10」に改める。

第 11 条の 5 中「前条第 1 項第 4 号」を「前条第 1 項第 3 号及び第 4

号」

に、「条例第8条の3第3項」を「条例第8条の3第4項」に改め、「と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」を削る。

第11条の6を削る。

第11条の7第1項中「条例第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、「(以下「時間外勤務制限請求」という。)」を削り、「条例第8条第2項に規定する」を「時間外」に改め、同項に後段として、次のように加える。

この場合において、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複してはならない。

第11条の7第2項及び第3項中「時間外勤務制限請求」を「条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求」に改め、「条例第8条の3第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第5項中「時間外勤務制限請求」を「条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求」に改め、同条を第11条の6とする。

第11条の8第1項中「時間外勤務制限請求」を「条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「時間外勤務制限請求」を「条例第8条の3第2項又は第3項の規定による請求」に、「当該請求」を「これらの規定による請求」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、条例第8条の3第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を加え、同条を第11条の7とする。

第11条の9中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に改め、同条を第11条の8とし、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条の6第1項中「条例第8条の3第2項

又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「行うものとする。この場合において、条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求に係る期間と同条第 3 項の規定による請求に係る期間とが重複してはならない」とあるのは「行うものとする」と、同条第 2 項及び第 3 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項に」とあるのは「同項に」と、同条第 5 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、前条第 1 項各号列記以外の部分中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、同項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第 2 項中「条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の」とあるのは「条例第 8 条の 3 第 3 項の」と、「次の各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第 11 条の 10 を第 11 条の 9 とし、第 11 条の 11 を第 11 条の 10 とする。

第 17 条第 1 項第 12 号中「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話」を、「5 日」の次に「(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)」を加え、同項第 22 号を同項第 23 号とし、同項第 13 号から同項第 21 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世

話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1
の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）
の範囲内の期間

第17条第2項中「第12号」を「第13号」に改める。

第27条中「第11条の11」を「第11条の10」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第17条第1項第12号の休暇については、この規則による改正後の同規則第17条第1項第12号の休暇として使用されたものとみなす。

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市農業委員会に対する事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イ中「エ」を「カ」に改め、同号コ中「エ」を「カ」に改め、同号コを同号セとし、同号ケ中「アからクまで及びコ」を「アからエまで、カ、キ、ク、コ、サ、シ及びセ」に改め、同号ケを同号スとし、同号ク中「カ」を「コ」に改め、同号クを同号シとし、同号キ中「カ」を「コ」に改め、同号キを同号サとし、同号カ中「エ及びコ」を「カ及びセ」に改め、同号カを同号コとし、同号コの前に次のように加える。

ク 法第 5 条第 4 項の規定による協議（採草放牧地又は同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタール以下の農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する場合に限る。）

ケ 法第 5 条第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による三重県農業会議の意見の聴取（クに係るものに限る。）

第 2 条第 1 号オ中「エ」を「カ」に改め、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 法第 4 条第 5 項の規定による協議（同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。）

オ 法第 4 条第 6 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による三重県農業会議の意見の聴取（エに係るものに限る。）

第 2 条第 2 号中「第 70 条の 4 第 31 項(同法第 70 条の 6 第 37 項)」を「第 70 条の 4 第 35 項(同法第 70 条の 6 第 40 項)」に、「エに掲げる許可」を「カに掲げる許可並びに同号エ及びクに掲げる協議」改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 68 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 株式会社 三重福寿会

- 2 指定に係る事務所の名称及び所在地
名称 グループホームささゆり
所在地 志摩市磯部町恵利原 126 番地 16

- 3 指定の年月日
平成 22 年 8 月 1 日

- 4 サービスの種類

小規模多機能型居住介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年8月13日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年8月20日（金）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第21号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
議案第22号 伊勢市立認定こども園条例施行規則の制定について

伊勢市選管告示第 65 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 8 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（金）から同月 7 日（火）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市選管告示第66号

平成22年4月21日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に関して、公職選挙法第189条（昭和25年法律第100号）の規定により伊勢市選挙管理委員会へ提出された公職の候補者の選挙運動費用に関する報告書の要旨は、下記のとおりでした。

平成22年8月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

公職の候補者の選挙運動費用に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年4月21日執行
伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
- 2 期 間 平成22年4月16日から4月20日までの5日間
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用) 1,226,500 円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	出納責任者	報告受理年月日
岩崎稔	無所属	岩崎稔	平成22年4月23日
西村修一	無所属	西村修一	平成22年4月23日
片岡康	無所属	片岡康	平成22年4月23日
濱荻隆平	無所属	濱荻隆平	平成22年4月23日
林克也	無所属	林克也	平成22年4月23日
山添久憲	無所属	山添久憲	平成22年4月23日

収入支出金額は全候補者0円。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	岩崎 稔	所属党派	無所属	期 間	4月16日から	第 1 回分
出納責任者氏名	岩崎 稔				4月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附 件				
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日		第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	西村 修一	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 4月20日まで
出納責任者氏名	西村 修一				

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	片岡 康	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 4月20日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	片岡 康					

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		0 円	人 件 費	0 円
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0
			通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		件		
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	濱荻 隆平	所属党派	無所属	期 間	4月16日から	第 1 回分
出納責任者氏名	濱荻 隆平				4月20日まで	
収 入			支 出			
主たる寄附						
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額		
		0 円	人 件 費	0 円		
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集合会場費)	0		
			通 信 費	0		
			交 通 費	0		
			印 刷 費	0		
			広 告 費	0		
			文 具 費	0		
			食 糧 費	0		
			休 泊 費	0		
			雑 費	0		
計 件		0				
その他の寄附 件						
その他の収入						
今 回 計		0	今 回 計	0		
前 回 計			前 回 計			
総 計		0	総 計	0		
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	林 克也	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 第 1 回分 4月20日まで
出納責任者氏名	林 克也				
収 入			支 出		
主たる寄附					
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額	
		0 円	人 件 費	0 円	
			家 屋 費	0	
			(選挙事務所費)		
			(集会会場費)		
			通 信 費	0	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
			休 泊 費	0	
			雑 費	0	
計 件					
その他の寄附 件					
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計	0	
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計	0	
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 平成22年4月21日執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 1,226,500円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	山添 久憲	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 4月20日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	山添 久憲					

収 入			支 出		
主たる寄附					
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額	
		0 円	人 件 費	0 円	
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	0	
			通 信 費	0	
			交 通 費	0	
			印 刷 費	0	
			広 告 費	0	
			文 具 費	0	
			食 糧 費	0	
			休 泊 費	0	
			雑 費	0	
その他の寄附		件			
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計	0	
前 回 計			前 回 計		
総 計		0	総 計	0	
報告書受理年月日	平成22年4月23日			第 1 回報告分	

伊勢市公告第 44 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 45 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市矢持町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 8 月 5 日

3 抑留期限 平成 22 年 8 月 10 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 46 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略

伊勢市公告第 47 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略